

沼南支所総務課小規模工事・施設修繕運用基準

1 業者の選定方法

- ①選定の対象となる業者は、柏市簡易修繕（営繕）業務に登録している業者並びに業者登録している業者のうち、小規模修繕の希望のある業者で、その工事に必要な業種ごとに選定する。
- ②工事等を実施する場所に近接する業者を優先的に指名する。
- ③早急な対応が必要な工事については、現場の早期対応が出来る業者を選定する。
- ④工事等を実施するにあたり、適切な住民対応やアフターケアもできる業者を選定する。
- ⑤特殊な技術を要する工事、専門工事は上記によらず業者を選定することができる。
- ⑥四半期ごとに指名回数を確認し、指名機会の公平性に努める。
- ⑦小規模工事等成績評定表を参考に、成績不良者は一定期間指名を行わないことができる。

2 見積り合せの方法

- ①見積り合せの業者数は、より競争性を確保する必要があるとき(工事100万円以上、施設修繕60万円以上)は3者を原則とする。
- ②見積り合せは原則日時を定め、一堂に会して実施する。その際、金額を読み上げ契約者を決定する。ただし、見積り合せの定めた時間に出席できない業者は、その開始時間までに見積書を提出することで出席したことに変えることができる。(郵送の場合は開始時間までに受理した場合のみ有効とする)
- ③見積り金額が予定価格に達しない場合、再度見積り合せを行うことができる。その際回数制限は行わない。

平成23年11月11日改正